

先月末にすべての都道府県で緊急事態宣言が解除され、今月に入り、徐々にではありますが、経済活動が動き始めているようです。今までは、ウイルスや災害、世界的な経済危機などがあったとしても、回復の兆しが見えれば元の生活・行動様式に戻ることが想定できていたのですが、今回のコロナの状況は、ある程度の終息があったとしても、人の価値観自体変わってきており、業種によっては、その価値観の変化に対応していかなければならないことも考えられます。

また、コロナそのものが、完全に終息するという予想がつきにくいことから、常に再発に不安を感じながら見えない敵と戦っているイメージがあります。多くの方々がこの見えない敵におびえ、不安を抱えながら徐々に再開し、進んでいっているというのが、今の現状ではないかと思えます。

ついこの間までは、人員不足で、売り手市場であった労働市場が、一気に反転し、業種によっては、失業者が増えるという事態にもなっております。

私共社会保険労務士は、このような時にこそ、企業の皆さんのお役立ちできる存在でありたいと感じております。

社会保険労務士 鈴木 隆彦

当所からのお知らせ



1. 社会保険（健康・厚生年金）の算定基礎届の時期となりました。

提出期限は7月10日（金曜）です。

新型コロナウイルス感染症の影響により、上記期限までの提出が難しい場合は、7月10日以降も随時受付するようです。

4月・5月・6月支払い給与（出勤日数が17日以上、パート労働者は15日以上）の総支給額の平均で報酬月額は決定されます。

※残業や特別手当も含んでの計算となりますので、ご注意ください。

※算定調査は実施されませんが、年間を通して調査を行うため、対象の事業所には事前に書面にて案内が郵送されます。届きましたら当所までお知らせください。

2. 令和2年度労働保険年度更新について

労働保険料申告受付が6月1日から開始されました。

昨年4月分～今年3月分の給与を基に保険料が算定されます。詳しくは個別にご案内申し上げます。

※申請期間は令和2年6月1日～7月10日から令和2年6月1日～8月31日に延長しております。納付期限等は2枚目をご覧ください。

3. 賞与支払届を忘れずに提出して下さい

夏季賞与の時期となっております。社会保険（健康保険・厚生年金保険）に加入されている事業所様におきまして被保険者に賞与を支払った場合には、賞与支払届と賞与支払届総括表を年金事務所に提出しなければなりません。

お手元に賞与支払届が年金事務所より届きましたら当所までお知らせください。

労働保険納付時期の変更・未払い賃金請求期間について

今回は新型コロナウイルスの影響で労働保険の納付時期変更と未払い賃金の請求期間延長についてご案内いたします。

令和2年度労働保険の年度更新期間について

令和2年6月1日～7月10日から令和2年6月1日～8月31日に延長しております。

<保険料・一般拠出金の納期限>

	全期（第1期）	第2期	第3期
通常の納期限※1	令和2年 8月31日	令和2年 11月2日	令和3年 2月1日
口座振替を利用している 事業主等の皆様※2	令和2年 10月13日	令和2年 11月16日	令和3年 2月15日

※1 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度の労働保険の年度更新期間について、令和2年6月1日～7月10日から令和2年6月1日～8月31日に延長されています。

※2 令和2年度全期（第1期）の口座振替納付日は、9月7日から10月13日に変更されています。

未払い賃金が請求できる期間などが延長されます

令和2年4月1日から従業員へ支払われるべき未払いの残業代などを企業に請求できる期限（時効）について、労働基準法で「過去2年分」とされている規定を「当面3年に延長」する改正労働基準法が可決・成立しました。

施行日となる令和2年4月1日以降に支払われる賃金から適用され、ゆくゆくは「5年」に延長されることが決まっています。

《時効期間延長の対象となるもの》

金品の返還	賃金の支払	非常時払
休業手当	出来高払制の保障給	時間外
休日労働等に対する割増賃金	年次有給休暇中の賃金	未成年者の賃金

例えば・・・

令和2年4月から月190,300円の給与を支払っている従業員が毎月21時間、3年間残業した分が未払いとなっていて、令和5年4月に残業未払い部分を請求された場合、時効の3年間分を請求されることになります。

<月平均所定労働時間＝173時間とした場合>

- 時給単価・・・
 $190,300 \text{円} \div 173 \text{時間} = \text{時給 } 1,100 \text{円}$
- 残業単価・・・
 $1,100 \text{円} \times 1.25 \text{（残業割増率）} = \text{残業単価 } 1,375 \text{円}$
- 未払い残業手当・・・
 $1,375 \text{円} \times 21 \text{時間} = 28,875 \text{円（1ヶ月分の残業代）}$

$28,875 \text{円} \times 36 \text{月（時効の3年間）} = 1,039,500 \text{円（3年分の残業代）}$

つまり、3年間残業代を未払いしていた場合、請求される残業代金は1,039,500円となります。さらに、法律に則っていないペナルティとして、遅延損害金や付加金が増算されて請求される可能性もあります。

令和2年4月1日以降の残業代等に関する勤怠管理や計算方法については注意が必要となります！！